

第三セクター等経営健全化方針

1. 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 平成31年3月25日
作成担当部署 砂川市総務部政策調整課

2. 砂川市土地開発公社の概要

法人名 砂川市土地開発公社
代表者名 理事長 角丸 誠一 (砂川市副市長)
所在地 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号
設立年月日 昭和48年1月27日
資本金 10,000千円【砂川市の出資額(出資割合):10,000千円(100%)】
業務内容 公共用地公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 経営状況、財政的ナリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

- 砂川市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき昭和48年に設立され、市の公園整備や道路整備等の推進に伴う用地の先行取得、および住宅団地造成事業や工業用地造成事業の推進により、地価の上昇期においてその役割を果たしてきた。
- ところが、バブル崩壊後の長期にわたる景気低迷により、住宅団地造成事業や工業用地造成事業により取得した用地の多くは売却されないまま長期保有することになり、加えて地価下落による資産価値の減少、保有期間が長期化したことに伴う金利負担や保有経費等による簿価上昇は、経営状況を深刻化させた。
- こうした状況を受け、砂川市では毎年度、予算の議決を得たうえで次のとおり財政支援を行っている。
 - ・土地開発公社へ毎年度無利子による7億1千万円の短期貸付
 - ・土地開発公社所有用地を毎年度6千万円で買い取り
 - ・土地開発公社が販売した宅地分譲地の価格と簿価の差額相当分を補助

4. 抜本的な改革を含む経営健全化の取組に係る検討

- 土地開発公社の経営健全化について、財政担当、事業担当及び土地開発公社の三者が協議を行う中、平成21年6月の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」を受け、第三セクター等改革推進債を活用することも検討したが、各年度の償還額と当時の財政状況を考慮した結果、活用を見送り、引き続き上記3の財政支援により健全化に取り組んでいる。

5. 抜本的な改革を含む経営健全化のための具体的な対応

- 上記3の財政支援を継続して行っていくことにより、各金融機関からの有利子借入は平成37年度までに、砂川市からの無利子借入は平成48年度までに解消する予定である。
- また、今後は当市に立地意向がある企業をアンケート調査し、新たな企業訪問先の開拓を図るなど、さらなる販売の強化を図り、早期の経営健全化に取り組んでいく。

(参考)

法人の財政状況（各年度3月31日現在）

	項 目	金額（千円）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸借対照表より	資産合計	820,463	701,074	649,309
	（うち現預金）	17,568	23,127	24,901
	（うち棚卸資産）	738,468	613,520	559,981
	（その他資産）	64,427	64,427	64,427
	負債合計	1,377,830	1,304,730	1,152,830
	（うち地方公共団体からの借入）	0	0	0
	資本合計	▲557,367	▲603,656	▲503,521

	項 目	金額（千円）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
損益計算書より	事業総利益	29,540	▲32,098	110,899
	事業利益	27,637	▲33,448	109,618
	経常利益	13,810	▲46,289	100,135
	当期純利益	13,810	▲46,289	100,135